

令和7年度文化的資産を活用したツアーアイデア公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、標記業務の受託予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和7年度文化的資産を活用したツアーアイデア公募型プロポーザル実施要領

(2) 業務の内容等

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月13日（金）まで

3 予定価格

2,100,000円（消費税および地方消費税を含む）

4 スケジュール

令和7年（2025年）5月16日（金）	公告
令和7年（2025年）5月22日（木）	プロポーザル説明会
令和7年（2025年）5月26日（月）	質問締切
令和7年（2025年）5月28日（水）	質問回答
令和7年（2025年）6月2日（月）	提案書締切
令和7年（2025年）6月6日（金）	審査会・プレゼンテーション
令和7年（2025年）6月中旬	契約締結・業務開始
令和8年（2026年）3月13日（金）	納期

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

- ・ 大分類：「役務」
- ・ 中分類：「イベント」または「広告」

【地域ブロック】

県内事業者または県外事業者で県内の営業所等に取引の権限を委任している者

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

- ・滋賀県物品・役務電子調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL:077-528-4314

6 プロポーザル説明会

令和7年（2025年）5月22日（木）9時00分～10時00分に滋賀県大津合同庁舎3階入札室（大津市松本一丁目2番1号）において行う。

なお、本プロポーザルの参加にあたり、この説明会への参加を必須としない。

7 質問および回答

質問がある場合は、令和7年（2025年）5月26日（月）12時までに別紙様式2により電子メールもしくはFAXで「13 連絡先」に記載の連絡先へ提出すること。提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。上記説明会での質問を含め、全ての質問および回答については、令和7年（2025年）5月28日（水）12時を目途に質問者に対してメールを返信するとともに、質問および回答の内容について、滋賀県文化芸術振興課ホームページ（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkageizyutsu/>）に掲載する。

8 企画提案にかかる提出書類等

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類等を別紙様式1、別紙様式3により作成し提出すること。なお、提案は、1者につき1案とする。

- (1) 公募型プロポーザル参加申請書（別紙様式1）・・・正本1部、写し4部
- (2) 企画提案書（別紙様式3、A4サイズ（A3用紙の折り込み等は可））

・・・5部（会社名あり2部、会社名なし3部）

※ 企画提案書には申請者が特定できる名称やロゴマーク等を記載しないこと。

- ① 事業受託にあたっての方針・考え方・コンセプト
- ② マーケティング調査の対象について
- ③ マーケティング調査の方法について
- ④ マーケティング調査の項目について
- ⑤ 受託におけるスケジュール
- ⑥ 受託における実施体制

組織体制、責任者と主たる担当者の氏名および略歴、再委託先（再委託する場合のみその具体的な名称と紹介）

- ⑦ 令和4年（2022年）4月以降の主な類似業務実績
- ⑧ 概算見積

仕様書に掲げる業務について、着手から事業完了までの全てに要する経費とその内訳、消費税および地方消費税額を明記すること。（押印不要）

- ⑨ その他PRポイント等

- (3) 社会政策推進関係資料（登録や認定を受けている場合、各1部）

- ① 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ③ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- ④ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- ⑤ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書
- ⑥ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し
- ⑦ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ⑧ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し
- ⑨ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- ⑩ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、
 - aについては、審査登録機関の証明書の写しを、a以外については、認証、登録証の写し
 - a 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証
 - b 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人 地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録
 - c 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - d 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

9 提出期限等

(1) 提出期限

令和7年（2025年）6月2日（月）17時必着（受付は土曜日、日曜日を除き、各日9時から17時まで）

※ 期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。郵送による場合は提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(2) 提出先

滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課振興係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3345 メールアドレス：sc0001@pref.shiga.lg.jp

(3) 提出方法

（2）に示す場所への持参または簡易書留郵便による郵送によること。

10 審査および契約予定者決定の方法

(1) 審査概要

当課において、提出された企画提案書等について、書類審査およびプレゼンテーション審査において、文化芸術振興課が設定した基準に基づいて公平かつ適正に審査を実施し、契約予定者を1者選定する。

① 書類審査

提出されたすべての提案について、5に掲げる参加資格について確認を行うとともに、8に掲げる提出書類の規定への適合について審査を行い、提出を求めたものが全て指示どおり揃っていない場合は、これを提出した事業者をプレゼンテーション審査会への参加候補から除外する。

上記の結果、プレゼンテーション審査参加候補事業者が3事業者を超える場合は、審査員3名により、プレゼンテーション審査の審査方法に準じて企画内容を書類審査し、点数の高い順に3事業者までをプレゼンテーション審査参加候補とする。

② プrezentation審査

a 設置、日時および場所（予定）について

設置：文化芸術振興課および関係所属の審査委員3名をもって設置する。

日時：令和7年（2025年）6月6日（金）

場所：滋賀県大津合同庁舎3階入札室（大津市松本一丁目2番1号）

※時間等の詳細は該当事業者に別途通知する。

b 審査基準

各審査委員は、下記項目①～⑧について、「5・4・3・2・1」の絶対評価で評価し、点数をつける（5：優秀、4：良好、3：可、2：やや難、1：難）。

なお、項目②、③、④は評価点を4倍、項目①、⑧は2倍して重みづけを行う。項目⑨～⑬については、企画提案書等の提出期限の日において、下記の評価内容を満たし、その確認書類が提出されている場合は、各項目につき1点、項目⑭の評価内容を満たす場合は2点もしくは1点を各審査委員の合計点数に加点する。審査委員の採点（項目①～⑧）および項目⑨～⑭の加点分を集計し、総合点の最も高かった者を当該事業の契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としない。なお、集計が同点の場合は、委員長の審査結果が上位の者を契約予定者とする。

【審査項目】

番 号	評 価 基 準	評 価 の 内 容	評 価 点
①	企画の妥当性	<ul style="list-style-type: none">事業の目的および意図を十分に理解しており、本事業の趣旨に沿った事業計画であるか。	10
②	マーケティング調査の対象について	<ul style="list-style-type: none">外国人旅行者の文化観光に対するニーズやトレンド、施設等の利用状況、滋賀の文化への理解を深めるための体験活動や仕掛け、改善すべき点等、調査目的を達成するために効果的な調査対象となっているか。	20

③	マーケティング調査の方法について	・ 調査目的を達成するために効果的な調査方法となっているか。	20
④	マーケティング調査の項目について	・ 「外国人旅行者の訪日、来県目的」「外国人旅行者に関心の高いコンテンツ」「外国人旅行者から求められる対応」など、調査目的を達成するために効果的な調査項目となっているか。	20
⑤	業務の進捗管理について	・ 業務遂行におけるスケジュールを明確にし、確実に遂行できるものか。	5
⑥	業務の運営管理について	・ スタッフ体制、人選など業務の遂行体制を明確にし、確実に遂行できるものか。	5
⑦	経済性	予定価格に対する提案価格の割合により6段階評価とする。 ・ 80%未満 …10点 ・ 80%以上85%未満…8点 ・ 85%以上90%未満…6点 ・ 90%以上95%未満…4点 ・ 95%以上100%未満…1点 ・ 100% …0点	10
⑧	業務実績	類似業務の請負実績はあるか。	10
合 計 (満 点)			100

【加点項目】

⑨	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑩	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
⑪	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 a 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 b 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 c 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 d 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑫	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1

⑬	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 a 國際標準化機構が定めた規格 ISO14001に適合している旨の認証 b 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 c 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 d 一般財団法人工ステージ協会の実施するエコステージの認証		1
⑭	経営実態	滋賀県内に本店または本部を有しているか。 ・ 本店あり … 2点 ・ 営業所等のみあり … 1点	2

(2) 審査結果

書類審査およびプレゼンテーション審査での審査結果は、企画提案書の提出のあった全ての参加者に対し速やかに文書で結果を通知する。

(3) 契約の締結

プレゼンテーション審査で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容を踏まえ、文化芸術振興課と詳細な協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

(4) その他

契約予定者に選定されなかった参加者は、通知を受けた日から起算して7日以内（土曜日および日曜日を除く営業日）に書面（任意の様式）により、文化芸術振興課に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

文化芸術振興課は、説明を求める書面を受け取った日から起算して7日以内（土曜日および日曜日を除く営業日）に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

11 失格

次の各号に該当した場合、提出書類受領後においても失格になるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

12 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに関連して、滋賀県が参加者より提出を受ける全ての書類や資料は返却しない。

- (2) プロポーザル参加に要する経費は、全て各参加者の負担となる。
- (3) 提出された提案書等を受理した後の加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 提出された提案書等、提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な要件をすべて満たしていない場合は失格となる場合がある。
- (5) 企画を採用した場合でも、双方の協議の上、その内容を変更することがある。
- (6) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (7) 提出された提案書の記載事項について、滋賀県が参加者に無断で他の目的に使用することはない。

13 連絡先

滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課振興係 担当：梅村
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL：077-528-3345 FAX：077-528-4833 メールアドレス：sc0001@pref.shiga.lg.jp